

関係各位

東京税関業務部

### 申告添付登録業務（MSX）を利用した減免戻し税関係書類の提出について

先にお知らせしたとおり、今般、NACCS 政令（※1）が改正され、関税定率法又は関税暫定措置法の規定に基づく減免戻し税関係書類の提出について、現在 NACCS 業務対象外とされている申告（※2）を除き、原則として NACCS の申告添付登録業務（MSX）を利用して行うことができるようになりました。

ただし、別添整理表のとおり、一部の書類については、MSX によらず書面で提出していただくこととなりますのでご留意いただくとともに、具体的には下記のとおり実施していただきますようお願いいたします。

（※1）NACCS 政令とは、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令のこと。

（※2）ATA カルネ、米軍申告（380 申告、381 申告）、関税定率法第 14 条第 7 号及び第 8 号、同法第 15 条第 1 項第 9 号

### 記

#### 1. 原本を書面で提出する必要がある減免戻し税関係書類等

- （1）書面等を提出する必要がある申告については、NACCS 申告の審査区分欄に、「G」または「Y（区分 1 の場合のみ）」が表示されます。
- （2）書面の提出は、原則として輸入の許可の日から 3 日以内にお願ひします。ただし、輸入審査の際に書面等を提出する必要があるもの及び税関が審査の際に書面等の提出を求めた場合を除きます。具体的には、別添の整理表を参照してください。
- （3）税関による裏落しや交付のための書類等については、次の 2 及び 3 により提出してください。

#### 2. 税関による裏落しや交付等が必要となる書類等の提出について

##### （1）税関が交付又は確認後に返付する減免戻し税に係る申告書及び申請書

従来、輸出入申告に際して 2 部（①税関への提出用（審査用）原本（以下「税関用原本」という。）と②交付又は確認用（以下「交付用等」という。））提出していた減免戻し税に係る申告書及び申請書については、税関用原本は、輸入申告の際に MSX により、交付用等は、輸入許可後に別途書面で提出していただくこととなります。税関は、提出された書類に所要の記載及び審査印等を押なつて輸出入申告者（又は通関業者）に交付又は返付します。

## (2) 通関数量の裏落とし

輸出許可書又は輸入許可書（以下「輸出許可書等」という。）への裏落としの記載が必要な場合は、申告時若しくは許可後に書面を税関に提出してください。

これまで、輸出許可書等への裏落としについては、書面の提出を不要としておりましたが、今後は、全て提出していただきますようお願いします。

なお、関税割当証明書の裏落としについては、輸入の許可の日から3日以内に原本を書面で提出する現行の取扱いに変更はありません。

## 3. 同一性を確認するために提出される資料について

同一性確認の措置として税関に提出する資料（写真、生地見本等）について、MSXにより提出できるものは、輸入申告の際にインボイス等の関係書類とともに提出してください。MSXにより提出された資料については、税関の審査等において提出を求められた場合を除き、許可後に原本（書面等）を提出してください。

生地見本や膨大な画像のようにMSXによる提出ができない資料については、MSXにより提出されるインボイス等の関係書類とは別に、審査の際に提出してください。この場合、輸出又は輸入申告書の記事欄に、その旨（例えば、「生地見本あり」、「同一性確認資料あり」等）を記載していただきますようお願いします。

なお、区分1により許可となった場合には、資料は、許可後に提出してください。

また、税関の確認を受けた同一性確認の資料を、再輸入（出）の際に税関へ提出する場合も同様の取扱いとなります。

## 4. その他

この取扱いについてご不明な点がある場合には、次の部門までご照会ください。

担 当：業務部通関総括第1部門 03-3599-6337 業務部通関総括第2部門 03-3599-6338
--